

令和元年9月20日

報道機関 各位

大田壮一郎医師の精神保健指定医の資格に関して、厚生労働大臣が行った資格取消処分を違法と認めた判決について

渋谷青山通り法律事務所

弁護士 宮崎 浩之

<本判決に至るまでの時系列>

平成18年 4月 大田壮一郎医師，医師免許取得

平成21年12月 本件症例の患者が入院 大田医師が主治医の1人に就任

平成22年 6月 本件症例の患者が退院

平成24年 6月 大田医師 精神保健指定医の指定申請

平成24年12月 大田医師 精神保健指定医の資格を取得

平成27年4，6月 聖マリアンナ医科大学病院所属医師23名に対する指定医資格取消処分

平成28年10月 大田医師を含む89名の医師に対する指定医資格取消処分

平成29年 1月 東京地裁にて指定医資格取消処分の取消しを求める訴訟提起

原告：大田医師 被告：国（処分行政庁：厚生労働大臣）

事件番号：平成29年（行ウ）第33号

令和 元年 5月 平成28年10月の指定医資格取消処分を受け，処分を争っていた医師側が勝訴したとの報道がされる。

令和元年9月12日 原告大田医師の請求を認容する判決が言い渡される。

## 1 本件訴訟の事案と判決の概要

本件訴訟は、精神保健指定医（以下「指定医」といいます。）の資格を有していた大田壮一郎医師に対し、資格取得に必要とされる診療経験をまとめた8通のケースレポートのうち1通について、「自ら担当として診断又は治療に十分な関わりを持った症例」ではない不正なケースレポートを作成して提出したとの理由により、厚生労働大臣によって指定医資格を取り消す処分がされことを不服として、当該処分の違法性を争った事案です。

判決では、問題とされた症例（以下「本件症例」といいます。）について、大田医師が「自ら担当として診断又は治療に十分な関わりを持った症例」であることが認められ、「本件処分は、厚生労働大臣の裁量判断の前提となる重要な事実の基礎を欠くものであり、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したもものとして違法である」との判断が示され、本件処分が取り消されました。

## 2 本件処分に至った経緯

指定医資格に関しては、聖マリアンナ医科大学病院所属の一部の医師について、資格取得の申請に際して「自ら担当として診断又は治療に十分な関わりを持った症例」ではないケースレポートが提出された事案が複数件あったことが判明したことを端緒として、平成27年4月及び6月に同病院所属の医師23名に対し指定医の資格取消処分がされました。

こうした事態を受けて、平成21年1月から平成27年7月までの間に指定医の資格取得を申請した医師を対象に、複数の医師が重複してケースレポートを提出している症例について調査がされました。同調査を経て、平成28年10月26日付けで89名の指定医に対し、指定医の資格を取り消す旨の処分がされました。大田医師は、平成28年10月26日付けの一斉処分で資格を取り消された89名の医師のうちの1人です。

## 3 本件訴訟の主たる争点に関する原告・被告の主張と判決の認定

本件訴訟の主たる争点は、本件症例について、大田医師が「自ら担当として

診断又は治療に十分な関わりを持った」といえるか否かです。

(1) 争点に関する被告（国）側の主張の概要

被告側は、十分な関わりを持った症例といえるかどうかは、診療録の記載内容をもって判断されるべきであり、大田医師自身による診療録の記載が少ないことから十分な関わりは認められない旨主張しました。

また、原告の本件症例への関与は、補助的なものにとどまると主張しました。

(2) 争点に関する原告（大田医師）側の主張の概要

原告（大田医師）側は、大田医師自身による診療録の記載が少なくなった特殊事情について主張をしました。

特殊事情のうち主要なものとしては、以下の事情があげられます。

- ① 本件は3名の医師が主治医を務める複数主治医体制で診療に臨んだ症例であった
- ② 指揮系統の混乱を避けるため、診療録の記載について、アセスメント（情報評価）とプラン（治療計画）は指導医が記載するとの取り決めがされ、大田医師自身による診療録の記載について一部制約がされた
- ③ 診療録の保管場所と管理方法との関係上、3名の主治医の中で指導医が最も診療録を記載しやすい状況にあった
- ④ こうした状況も影響し、大田医師と指導医との協議を経て決まった診療方針等についても、大田医師が記載するより前に指導医が記載していたことも少なくなかった
- ⑤ 複数主治医体制のもとでは、主治医のうち1人が診療録に記載をすれば、他の主治医が重ねて同じ内容を診療録に記載する必要はないとの認識を共有していた

また、原告側は、診療録や看護経過記録中に記載されている患者への処置や抗精神病薬の処方等について、大田医師が関与しているものに関しては、処置

内容や薬の選定がどのようなプロセスで決まっていたのか具体的なエピソードに基づき主張しました。こうした主張は、大田医師自身の筆跡によるものではない各記録についても、大田医師が診療に関わっていたものが複数存在することを明らかにすることを狙ったものです。

### (3) 判決の認定

判決では、「複数の医師が診療に関与する場合には、各医師が当該診療にどの程度関与したかについては、必ずしも診療録の記載のみからは判定できない場合もあり得るから、診療録以外の資料も併せて、各医師の関与を認定するのが相当な場合が想定されているといえる。」旨の判断が示されました。この判示は、複数主治医制の下では、診療録に記載がないことは直ちに診療行為がなかったことを意味するものではないと解することが可能です。

そして、尋問手続での指導医の証言と大田医師本人の供述に信用性が認められることを前提に、原告側が主張した、大田医師が本件症例の患者の診療へ十分な関わりを持ったことを示す具体的な事実が認定され、その結果、「原告は本件症例に係る診療について自ら担当として十分な関わりを持ったと認められる」と判断されました。

## 4 本判決の意義

本判決は、「本件診療録への記載点数の多寡から本件患者に対する関与の度合いが直ちに認定されるものではないというべきである。」とも判示し、診療録の記載点数の多寡という表層的な事情のみから症例への関わりの有無を判断することはしませんでした。

本判決は、複数主治医制のもとでの診療録の記載実態や、治療経過全体の中で大田医師がどのように診療に関わったのか、大田医師の関わりは指定医の資格取得に際して必要とされている関与に当たるかについて詳細な事実認定を行い、診療録に記録がなくても大田医師が本件症例の診断又は治療に十分な関わりを持ったと認定しています。

本件と同様、平成28年10月の一斉処分の対象となった指定医が、指定医資格取消処分の違法性を争った事案で、令和元年5月にも医師側が勝訴した事案があり、そちらの事案でも診療録の記載の有無及び回数のみから形式的に判断することはなく、具体的な診療内容等の検討がされた上で、診療録に記録がなくても医師が症例の診断または治療に十分関わっていたと認定されたと聞いています。

医師側が指定医の資格取消処分を争う事案は他にも複数あるようですが、診療録の記載という形式的な要素のみから判断されず、診療実態に鑑みて、医師側が国に勝訴する判決が2件続いたことは、実務上も意義のあることと思われまます。

#### 5 本判決を受けての大田医師本人のコメント

本判決を受けて、大田医師が自身の所感をまとめた文書を預かっています。本書面の末尾に添付いたします。

#### 6 本判決を受けての代理人弁護士宮崎のコメント

本件症例での大田医師自身による診療録への記載回数自体は少なかったものの、その記載内容や文末の表現に着目すると、患者の状態の継続的な変化を観察し続けてきたことを伺わせるものや、患者との信頼関係を伺わせるものがありました。

また、大田医師は、3名の主治医の中では一番若年であり医師としての経験年数も短かったことから、他院への診療情報提供書等の文書について大田医師が草稿を作成していながら、文書の作成名義人は指導医となっているという事態も一度ならずありました。

診療録や診療情報提供書等の書面の外観上は、大田医師の関わりが読み取れないものの、実際は大田医師が深く関わっていると判断できるものが多数ありましたが、その立証には苦心しました。最終的には、指導医及び大田医師の尋問手続で、主治医間でどのように診療情報を共有していたか、大田医師の日々の

診療の様子、大田医師と患者との信頼関係といったことを浮かび上がらせることのできたことで、診療録に記載が少ない中でも、診断又は治療への十分な関わりが認められたと認識しています。

指定医は、患者の人権に関わる判断をする権限を有する非常に重要な資格であることから、厚生労働省が、指定医資格取得時の全国の実情に鑑みて再点検を試みたこと自体は評価されるべきことと存じます。

しかし、こうした重要な資格を喪失させることとなる不利益処分を行うに際しては、その判断の前提となる事実について丁寧な認定がされることを期待します。

当事務所は、今後とも医療現場の実情を踏まえた弁護業務を続けてまいります。

以上

私は、今回問題とされた症例の患者様の診断と治療を十分に行なっていたにも関わらず、それに十分に関与していなかったとされて、指定医資格を取り消される行政処分を受け、それを実名報道された者であります。今回は判決でようやく私の十分な関与が認定され、私に対する処分が違法であったとの判断が示され本当に良かったと思っております。

と、同時に、真摯に患者様の診断と治療に取り組んできた中で、突然に身に覚えのない理由によって指定医資格をはく奪されることとなった、この度の件には本当に恐ろしさを感じております。

医療関係者の間では、この度の精神保健指定医への一斉処分のように事後的に定められた非公開の基準によって後日、著しい社会的制裁を被るという事実を目の当たりにして、同様なリスクを避けつつ医療に携わっていかねばならないという萎縮が生じているのも現状であります。

指定医の資格取得時の不正が許されないことは言うまでもありませんが、他方で、適正に診療に携わってきた医師に対し違法な処分がされることによる萎縮効果や、それに伴って生じる精神科医療の停滞という事態も見過ごされてはならない問題だと思えます。

精神保健指定医の資格取得に関する制度が見直されたと聞いておりますが、普段まじめに診療に取り組んでいる後輩医師やその他若手精神科医師たちが、今後、私と同じような目に合わないで済むようにしていただきたいとひしひしと感じております。

以上、この度の私に対する行政処分と処分を違法とした判決について私の所感を申し上げました。私自身は1人の医師として、これからも、これまでと同様に真摯に患者様の診療に取り組んでいく所存です。

令和元年9月20日

大田 壮一郎